

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金

1 制度の概要

(1) 目的

この制度は空き家バンクに登録された物件の購入及び改修に係る経費の一部を補助することにより、若者及び移住者の定住支援と空き家有効活用の促進を目的としています。

(2) 対象となる方

次の要件のすべてに該当する方が対象です。

- ① 「若者」又は「移住者」のうち、自らの居住の用に供するため空き家バンクに登録された物件を取得又は改修する方
 - 若者：補助金の交付を申請する日において、39歳以下の方。
 - 移住者：補助金の交付を申請する日において、現に県外に住民登録がある方又は県外から市に住民登録して1年を経過しない方。
- ② 空き家の取得及び改修を完了した日から、起算して3年以上継続して居住する意思がある方
- ③ 補助金の交付を申請する日において、市の税金を滞納していない方
- ④ 補助金の交付対象となる空き家の取得及び改修に対して、県又は市による同様の給付を受けていない方

(3) 対象となる事業

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に実施、完了される空き家の取得及び改修のうち、以下に該当する経費。

- ① 空き家の購入費（土地の購入費を除く）
- ② 空き家を改修する場合の工事請負費
- ③ 補助金の交付を申請する者が自ら空き家の改修する場合に要する資材の購入費

(4) 補助金の額

空き家の取得及び改修に係る経費のそれぞれ2分の1に相当する額以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、次とおりの左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額をそれぞれ上限とします。

補助金交付の対象	1件当たりの補助上限額
空き家の購入費（土地の購入費を除く）	300,000円
空き家の改修する場合の工事請負費 補助金の交付を申請する者が自ら空き家の改修する場合に要する資材の購入費	400,000円

※子育て世帯の加算※

申請者が子育て世帯である場合は、上の表の上限額に20万円が加算されます。

ただし、空き家の取得及び改修のいずれも実施する場合は、その一方のみに加算となりません。

- 子育て世帯…補助金の交付を申請する日において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関を受診し、医師により妊娠の確認を受けているものに限る。）の属する世帯。

(5) 相談期間

令和6年4月1日（月曜日）～令和6年12月27日（金曜日）

(6) 申請期間

令和6年4月1日（月曜日）～令和6年12月27日（金曜日）

(7) 申請用紙の入手

申請用紙は、以下のいずれかの方法により入手できます。

- まちづくり推進課窓口
- 市のホームページからダウンロード

(8) 提出方法と提出先

まちづくり推進課に持参するか、送付してください。

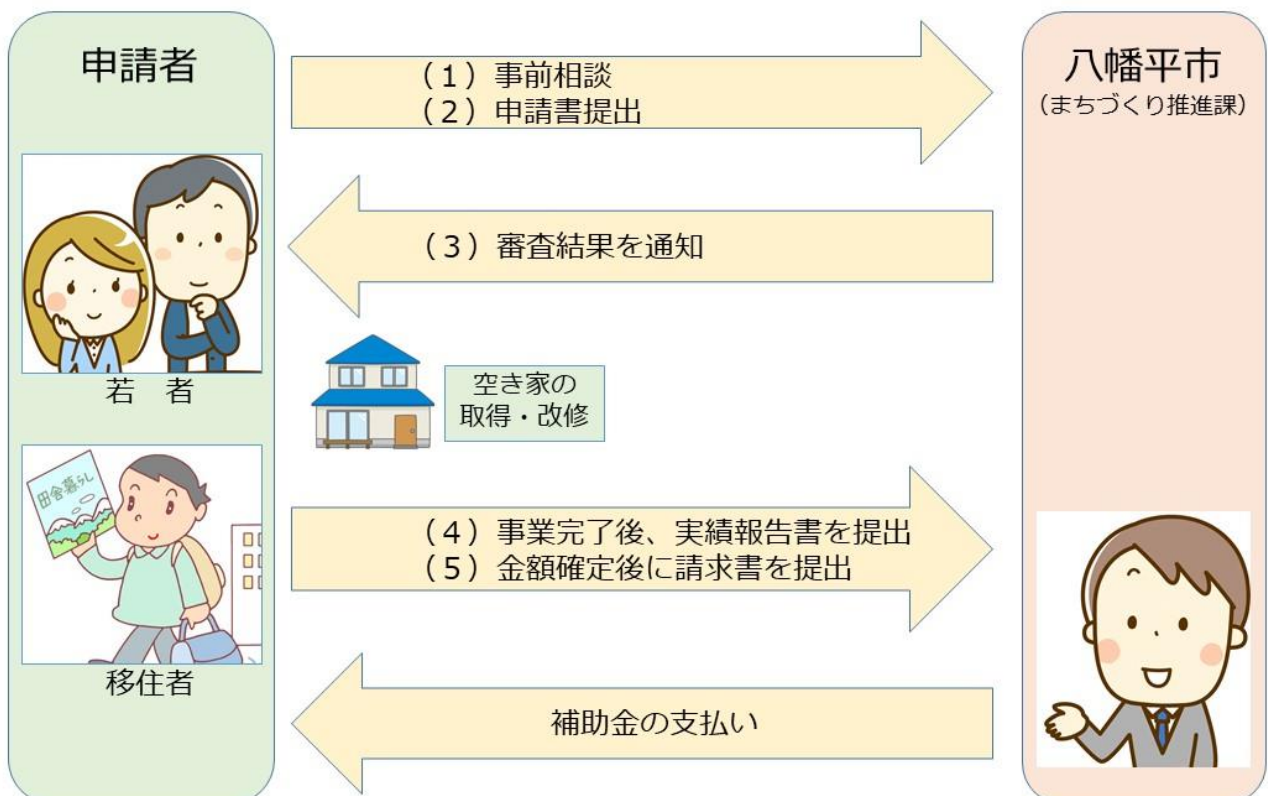
なお、送付する場合は封筒に「若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請書在住」と明記してください。

〒028-7397

八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市まちづくり推進課定住促進係 宛

2 補助金の申請方法



(1) 申請される方が補助金の対象に当てはまるかを確認し、まちづくり推進課へ事前相談をする。

(2) 補助金交付申請書と必要書類を市に提出する。

【提出書類】

- ① 八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 売買契約書の写し（取得の場合）
- ⑤ 改修費用の明細又は見積書の写し（改修の場合）
- ⑥ 改修の内容が分かる図面又は施工箇所の見取図の写し（改修の場合）
- ⑦ 住民票の写し（空き家に居住する（予定の）すべての方が記載されているもの）
- ⑧ 母子健康手帳の写し（子育て世帯のうち妊婦の属する世帯の場合）
- ⑨ 補助金申請に係る誓約書（自著）

【注意】

申請書の提出期限がありますのでご注意ください。

- ① 空き家を取得する場合、売買契約締結後1か月以内。
- ② 空き家の改修を行う場合、工事着手1か月以上前。

(3) 市は書類の内容や添付書類を確認し、確認結果を申請者へ通知します。

なお、補助金交付に係る基準は、次のとおりです。

- ① 補助事業者の要件を満たしているか。
- ② 申請内容や提出書類が適切であるか。

結果が「補助金交付決定」だった場合は、決定日以降に空き家の取得及び改修の手続き（工事）を行ってください。

※市からの通知前に空き家の取得及び改修に着手した場合は、補助金の対象外となります。

(4) 空き家の取得及び改修が完了した後、完了した日から起算して14日以内に補助金の実績報告書を必要書類や写真と併せて市に提出します。

【提出書類】

- ① 八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金実績報告書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 領収書又は振込受付書等の写し
- ⑤ 着手前及び完了後がわかる改修の写真（改修の場合）
- ⑥ 空き家及び敷地の登記事項証明書（取得の場合）
- ⑦ 住民票の写し
（空き家に住民登録後、居住した全ての者が記載され、続柄が記載されたもの）

(5) 市が実績報告書を確認して補助金の額を確定します。

金額確定後に八幡平市移住促進空き家改修補助金交付請求書（様式第5号）を提出します。市は提出を受けた日（請求日）から30日以内に指定の口座へ支払います。

3 その他の手続き

(1) 申請の取り下げ

補助金の交付決定を受けた空き家の取得及び改修について申請の取り下げを行う場合は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して7日以内に、八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請取下書（様式第5号）を提出してください。

(2) 内容の変更（中止、廃止）

補助金交付決定を受けた空き家の取得及び改修の内容について、変更（中止、廃止）が生じた場合には、市の承認を受ける必要があります。その場合は、変更（中止、廃止）の理由が生じた日から起算して7日以内に次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 売買契約書の写し（購入額変更の場合）
- ⑤ 工事変更見積書の写し（金額、内容、期間が変更となる場合）
- ⑥ 工事変更設計図又は変更後の完成予定図（金額、内容、期間が変更となる場合）

4 補助金交付決定の取り消し、補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことがあります。

その場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずることがあります。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助事業を完了した日から起算して3年未満に住民登録を異動したとき。
- (3) 補助事業を完了した日から起算して3年未満に自らの居住の用以外に空き家を使用したと認められるとき。

5 手続きQ&A

Q： 子供が世帯にいますが、移住者にも若者にも該当しません。対象になりますか？

A： 申し訳ありませんが、対象になりません。

Q： 県外からの移住者ではありませんが、申請者は39歳以下です。対象になりますか？

A： 「移住者」と「若者」のどちらか一方を満たしていれば対象になります。

Q： 空き家バンクに登録されていない物件を購入しましたが、対象になりますか？

A： 申し訳ありませんが、対象になりません。

Q： 改修は自分で材料を買って改修したのも補助の対象になりますか。

A： なります。申請方法は事前にご相談ください。

Q： 申請前に工事に着手してしまいましたが、補助の対象になりますか。

A： なりません。交付決定後に着手する必要があります。

Q： 申請前に空き家の移転登記をしてしまいましたが、補助の対象になりますか。

A： なりません。交付決定後に不動産の登記を行う必要があります。